

6.5.2.3 評価

1) 環境影響の回避・低減に係る評価

(1)環境保全措置

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮は、以下に示すとおりである。

- ・供用時においては、空港施設の水使用量を極力低減することとし、中水利用及び雨水貯留を行う。

また、水質汚濁対策へさらなる取り組みとして、水質への環境影響を低減するため、汚水は浄化槽で処理し、COD濃度は沖縄県上乗せ排水基準のうち最も厳しい値である日間平均20mg/L以下より低い15mg/L以下の濃度で排出することを予測の前提として検討した結果、処理水（浄化槽）の海域への寄与は0.01～0.02mg/Lと小さく、環境保全措置として有効であると判断した。

(2)環境影響の回避・低減の検討

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮及び環境保全措置を予測の前提として検討した結果、処理水（浄化槽）の海域への寄与は0.01～0.02mg/Lであり、環境影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価した。

2) 国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価

(1)環境保全の基準又は目標

予測項目に係る環境保全の基準又は目標は、表-6.5.2.2(23)に示すとおりとした。

表-6.5.2.2(23) 環境保全の基準又は目標

項目	環境保全の基準又は目標
COD	A類型の水域は2mg/L以下（環境基準）

(2)環境保全の基準又は目標との整合性

予測結果では、処理水（浄化槽）の海域への流入に伴いCOD濃度が変化する海域は轟川河口域に限られ、変化の程度は0.01～0.02mg/Lである。処理水（浄化槽）の寄与濃度が現況のCODの<0.5～1.7mg/Lに負荷されたとしても、最大で<0.52～1.72mg/Lの範囲であり、環境保全の基準又は目標を上回ることはなく、環境保全の基準又は目標との整合は図られているものと評価した。